

# 国民年金だよ



## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって催促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけです。

はなく、納付義務のある方（被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主）の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、年金事務所や役場窓口でご相談ください。

## 国民年金保険料免除などの申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、年金事務所や役場窓口で手続きをしてください。

平成28年度の免除などの受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までになります。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、一度、年金事務所や役場窓口でご相談ください。



## 給付金を装った不審な電話・メールが発生しています。

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、平成28年度も「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」「障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」が支給されますが、「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員などを語った電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

・市町村や厚生労働省などが、今回の給付金を支給するために、メールで手続きをお願いすることや、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

・厚生労働省が住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

## ◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話 34-2121 内線 413

日本年金機構 旭川年金事務所

電話 0166-72-5002